

桜丘二丁目の区民街づくり協定のご案内

桜丘二丁目には、下図の区域に示す二つの「区民街づくり協定」があります。

- ・桜丘二丁目都営住宅周辺街づくり協定
- ・桜丘2丁目18番周辺街区街づくり協定

「区民街づくり協定」について

二つの協定は地域の皆様が良好な環境を自主的に保全し、又は創出することを目的とした、任意の協力による地域の街づくりに関する取決めです。

世田谷区街づくり条例第44条に基づき区民街づくり協定として登録されています。





協定の概要は

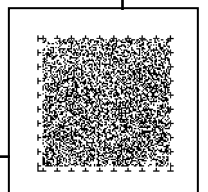
裏面をご覧ください。

<区民街づくり協定区域図>



《凡例》

-  : 桜丘二丁目都営住宅周辺街づくり協定
-  : 協定運営委員会連絡先
-  : 桜丘2丁目18番街区周辺街区街づくり協定
-  : 協定運営委員会連絡先



区民街づくり協定の概要

名称	桜丘二丁目都営住宅周辺街づくり協定	桜丘2丁目18番周辺街区街づくり協定
建築物の新築、増改築、改修をしようとするときは、協定運営委員会へ届出が必要です		
協定運営委員会連絡先	協定運営委員会連絡先については、世田谷総合支所街づくり課へお問合せください。	
目標	建築物及びその敷地に関する事項その他の事項を協定し、快適でうるおいのある住環境及び商店街の形成を目指す。	建築物及びその敷地に関する事項その他の事項を協定し、快適でうるおいのある住環境の形成をめざす。
方針	快適でうるおいのある住環境及び商店街の形成を目指すため、住民、事業者がそれぞれの立場に応じて、建築物の新築、増改築、改修を行う場合協定に定める事項を遵守し、環境の改善や工夫に努める。	建築物の新築、増改築、改修を行う場合においては、協定に定める内容を遵守し、快適でうるおいのある住環境の形成をめざし、環境の改善や工夫に努める。
内容	<p>1) 敷地面積の最低限度を80㎡とする。(近隣商業地域内の敷地及び基準日に80㎡未満である敷地はこの限りでない。)</p> <p>2) 主要プロムナード沿いの道路中心から壁面を3m以上後退させる。(商店は1階部分のみ)</p> <p>3) サブプロムナード沿いの道路中心から壁面を2.5m以上後退させる。(商店は1階部分のみ)</p> <p>4) 隣地境界から壁面を70cm以上後退させる。(近隣商業地域内の敷地は除く)</p> <p>5) 共同住宅について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 必要な自転車置き場を設置する。 ② 世田谷清掃事務所と協議の上必要なごみ置き場を設置する。 ③ 建物は宅地周りの空地の確保や緑化に努め、その形態、意匠について周辺の建物との調和をはかる。 ④ 必要に応じてできるだけ駐車場を確保する。 ⑤ 建物所有者又は管理人が現地に住んでいない場合は、その連絡先を明記した看板をつける。 <p>6) 看板・広告等について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 建築設備(クーラー・屋外階段等)・看板・広告・自動販売機については、周辺の街なみと調和するようその位置などを配慮して設置する。 ② 道路に面して塀を設ける場合は、ブロック塀等の閉鎖的な構造を避ける。(高さが1m以下の部分についてはこの限りでない。) ③ 住宅廻りの敷地、特に道路沿いには植栽スペースの確保、プランターの設置等により緑を守りふやす。 ④ 家屋に付属した駐車場以外の駐車場については、敷地廻りの緑化などにつとめ、周辺の街なみを壊さないように配慮する。 	<p>1) 敷地面積について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の敷地面積は100㎡以上とする。 ただし、基準日に100㎡未満である敷地はこの限りでない。 <p>2) 併用住宅について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗、事務所、診療所、学習塾その他これらに類する用途との併用住宅を建築する場合には、業種、建築物の意匠、営業時間等を配慮し、住宅地の環境に調和したものとす。 ・併用住宅の営業用又は利用者用等の自動車、自転車が道路に滞留することを防ぐため、必要に応じて、道路沿いに駐車、駐輪スペースを確保する。 <p>3) 壁面の位置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、50cm以上とする。 ・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1m以上とする。 <p>4) 共同住宅について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅を建築する場合には、1戸当たりの専用床面積を25㎡以上とする。 ・原則として、自転車、バイク等の駐輪施設を計画戸数以上の台数分設置する。 ・8戸以上の共同住宅を建築する場合には原則として道路沿いに駐車スペースを確保する。 ・計画戸数×0.3㎡以上でかつ粗大ごみをおける広さのごみ置き場を設置し、ごみの出し方や清掃等、建物所有者がその管理を行う。 ・宅地廻りの空地の確保や緑化に努める。 ・建築物の所有者又は管理人が当該建築物に居住していない場合には、その連絡先を明記する。 <p>5) 建築物の形態、意匠等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物は、形態、意匠、色彩等に配慮し、周辺の環境と調和したものとす。 <p>6) 看板、広告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設備(クーラー、屋外階段等)、看板・広告、自動販売機を設置する場合には、周辺の街なみと調和するよう、位置、大きさ、数、色等を配慮して設置する。 <p>7) 緑化・駐車場等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路沿いの空間は、できるだけ緑が多く、開放的なものとする。道路に面して塀を設ける場合には、生け垣もしくはフェンスその他透視性のあるものとし、ブロック塀等の閉鎖的な構造はさける。ただし、高さが1m以下の部分についてはこの限りでない。 ・宅地廻りの敷地、特に道路沿いには、植栽スペースの確保、プランターの設置等により緑を守り増やす。 ・敷地内の駐車場を道路沿いに設置する場合には、周辺の緑化等により、景観の向上に努める。敷地に付属した駐車場以外の専用駐車場を設置する場合には、敷地廻りに緑化を行い、周辺の環境を壊さないように配慮する。 ・雨水浸透マスの設置、土面の保全など、雨水ができるだけ地下に浸透するよう、工夫し、配慮する。

詳細は、協定運営委員長にお問い合わせください。

発行 世田谷区世田谷総合支所街づくり課

世田谷区世田谷4-22-33 区役所第3庁舎2階

電話：03-5432-2872